

# 資料1 行政評価・監視について

## 行政評価・監視とは

行政評価・監視は、行政評価局が、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の評価・監視の専門組織として、政府の重要行政課題の解決促進や行政改革の推進・実効確保等を図るため、各府省の業務の実施状況について、合規性、適正性、能率性等の観点から調査を行い、その結果に基づき、各府省に対して勧告等を行うことにより、行政の運営及び制度の改善を図るものです。

## 行政評価・監視の仕組み

行政評価・監視は、①「行政評価等プログラム」の策定、②行政評価・監視の実施、③行政評価・監視結果に基づく勧告等、④勧告等に基づく改善措置状況のフォローアップの実施という一連の活動により行われています。

行政評価・監視は、「全国計画調査」と「地域計画調査」の2つに分けられます。

### 全国計画調査

全国規模での見直しを図る必要がある問題を取り上げ、管区行政評価局、行政評価事務所からなる全国調査網により現地調査を実施し、行政運営の改善を図るものです。

### 地域計画調査

管区行政評価局、行政評価事務所が、独自に、その所在する地域の住民生活に密着した行政上の問題を取り上げ、調査を実施し、必要な改善を図るものです。

<平成〇年度>  
〇〇に関する行政評価・監視  
……  
<平成△年度>  
△△に関する行政評価・監視  
……

### ① 行政評価等プログラムの策定

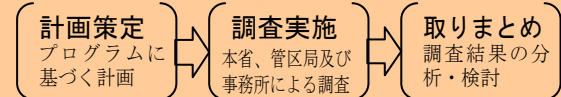
(中期的な業務の基本的な方針の決定)



### ② 行政評価・監視の実施

(本省行政評価局、管区局・事務所による調査、取りまとめ)

〇〇に関する行政評価・監視



### ③ 勧告等

(関係府省に対する改善措置事項の指摘等)



### ④ 勧告等に基づく改善措置状況のフォローアップの実施

(関係府省から、改善措置状況に関する回答を2回にわたって徴収)

